二　内容
イ　ＭＦ無線電話による場合
(1)　洲埼灯台（北緯三十四度五十八分三十一秒東経百三十九度四十五分二十七秒）から剱埼灯台（北緯三十五度八分二十九秒東経百三十九度四十分三十七秒）まで引いた線以北の海域（以下「東京湾」という。）及び東京湾と他の海域との境界付近における船舶の交通の制限又は禁止の状況
(2)　東京湾を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況
(3)　巨大船の浦賀水道航路入航予定時刻、船名、総トン数等
(4)　東京湾における船舶の動向及び漁ろうに従事している船舶の集中の状況
(5)　観音埼における風向、風速及び気圧並びに風早埼（伊豆大島）、洲埼、剱埼、本牧及び東京十号地における風向及び風速
(6)　その他船舶の航行の安全上必要な事項
ロ　インターネット・ホームページによる場合
イに掲げる事項
(1)　東京湾及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況
(2)　東京湾における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況
(3)　東京湾を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況
(4)　東京湾を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況
ハ　船舶自動識別装置による場合
(1)　イ(3)及び(5)を除く。）に掲げる事項
(2)　ロ(1)を除く。）に掲げる事項
(3)　野島埼及び犬吠埼における風向、風速、気圧及び波高、石廊埼、観音埼及び塩屋埼における風向、風速及び気圧、八丈島における風向、風速及び波高並びに伊良湖岬、舞阪、御前埼、風早埼（伊豆大島）、洲埼、剱埼、本牧、東京十号地、勝浦及び磯埼における風向及び風速
三　通信の冒頭に冠する通信符号　ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ（船舶自動識別装置による場合に限る。）

2　信号所を運用することにより船舶を特定して行われる情報の提供の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。
一　方法　ＶＨＦ無線電話又は船舶自動識別装置
二　内容
イ　ＶＨＦ無線電話による場合
(1)　剱埼灯台から十二海里以内の海域及び東京湾のうち、主として航路及び航路に至る主要通航路並びにその周辺海域（以下「情報提供可能海域」という。）にある準特定船舶に対する港則法規則第二十条の三第三項各号及び海交法規則第二十三条の二第三項各号に掲げる事項に準ずる事項
(2)　情報提供可能海域にある特定船舶及び準特定船舶に対する船舶の航行の安全上必要な事項（(1)、港則法第四十一条第一項及び海交法第三十条第一項の規定により提供されるものを除く。）
(3)　情報提供可能海域にある船舶（特定船舶及び準特定船舶を除く。）からの依頼に基づく当該船舶の航行の安全上必要な事項
ロ　船舶自動識別装置による場合　茨城県、千葉県、東京都（特別区の存する区域及び大島支庁の所管区域のうち大島町に限る。）、神奈川県及び静岡県の陸岸から約二十海里以内の海域のうち、主として航路及び航路に至る主要通航路にある船舶自動識別装置を備えた船舶の航行の安全上必要な事項
三　通信の冒頭に冠する通信符号
イ　情報の提供（ロの場合を除く。）
(1)　日本語の場合　情報
(2)　英語の場合　ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ
ロ　船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認められる場合における情報の提供
(1)　日本語の場合　警告
(2)　英語の場合　ＷＡＲＮＩＮＧ

3　港則法規則第二十条の三第二項及び第二十条の七第一項並びに海交法規則第二十三条の二第二項及び第二十三条の六第一項の規定によるセンターが行う情報の提供の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。
一　方法　ＶＨＦ無線電話
二　通信の冒頭に冠する通信符号
イ　情報の提供（ロの場合を除く。）
(1)　日本語の場合　情報
(2)　英語の場合　ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ
ロ　船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認められる場合における情報の提供
(1)　日本語の場合　警告
(2)　英語の場合　ＷＡＲＮＩＮＧ
（勧告）
第五条　港則法規則第二十条の五及び海交法規則第二十三条の四の規定によるセンターが行う勧告の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。
一　方法　ＶＨＦ無線電話又は電話
二　通信の冒頭に冠する通信符号
イ　日本語の場合　勧告
ロ　英語の場合　ＡＤＶＩＣＥ
（指示）
第六条　港則法規則第八条の二及び海交法規則第八条第一項の規定によるセンターが行う指示の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。
一　方法　ＶＨＦ無線電話又は電話
二　通信の冒頭に冠する通信符号
イ　日本語の場合　指示
ロ　英語の場合　ＩＮＳＴＲＵＣＴＩＯＮ
（情報の提供、勧告及び指示の方法の詳細）
第七条　前三条に規定する方法の詳細（無線電話にあっては電波の型式、周波数及び空中線電力、船舶自動識別装置にあっては海岸局識別、電話にあっては電話番号、インターネット・ホームページにあってはインターネット・ホームページアドレスをいう。）、使用言語及び実施時期は、別表のとおりとする。
（留意事項）
第八条　船舶は、この告示の定めるところによりセンターが行う情報の提供、勧告及び指示を受けるに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
一　船舶は、ＶＨＦ無線電話により第三条の信号所を呼出しの上、千葉港、京浜港東京区、京浜港川崎区又は京浜港横浜区の情報の提供を求める場合、呼出し及び応答の後の通信の冒頭にそれぞれ「千葉」、「東京」、「川崎」又は「横浜」の語句を冠するものとする。
二　情報提供可能海域にあるＶＨＦ無線電話を備えた船舶は、法令により義務付けられている場合を除き、常時これを聴守することが推奨されること。
三　一般情報の提供は、実施時期の制限、情報の編集の都合等により、情報の一部を省略して行う場合があること。
四　船舶の種類若しくは大きさ、センターが使用するレーダーから当該船舶までの距離又は海面の状況等により、十分な情報が得られない場合があること。